

リチウムイオン電池等の捨て方について（お願い）

令和6年6月21日午前9時56分頃、東金市外三市町環境クリーンセンターにおいて火災が発生しました。原因としては、廃棄物に混入されたリチウムイオン電池が処理過程で発火し、可燃物に引火したことによるものです。

近年では身近な家電製品に充電式電池が使用されています。正しい捨て方を学び、事故の再発防止にご協力下さい。



火災時に焼損した機械類

注：小型家電製品は、必ず電池を取り外して電池ごみと金属ごみへ分別して出して下さい。取り外した電池は発火防止のため必ずセロハンテープで絶縁処理をお願いします。（※図のとおり）

※絶縁処理は、無色透明のセロハンテープを端子（+）に貼る。



なお、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、電気カミソリ、電動歯ブラシなど、容易に電池が取り出せないものは、そのまま電池ごみで出すことが出来ます。電池を燃えるごみ、ペットボトル、カンなど他のごみ袋に入れないで下さい。

電池ごみとして出せるもの

- ・アルカリ電池、マンガン電池、リチウム電池
- ・コイン型、ボタン型電池
- ・充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）
- ・モバイルバッテリー
- ・加熱式たばこ
- ・電池内蔵製品（電動カミソリ、電気歯ブラシなど容易に電池が外せないもの）



充電式電池を判別するマーク
(マークがないものも処理可)



電池ごみとして出せないもの

- ・自動車のバッテリーなどの鉛蓄電池は販売店に引き取ってもらうか、処理専門業者に依頼して下さい。

